

# 保育所入所のご案内

(平成23年度)



播磨町 福祉グループ 社会児童福祉チーム

Tel : 0 7 9 ( 4 3 5 ) 2 3 6 2

Fax : 0 7 9 ( 4 3 5 ) 0 8 3 1

## 保育所（園）とは

保護者が共に就労していたり病気などの理由で、昼間家庭において保育に欠ける児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

入所希望者の申込受付、審査、決定は福祉グループが行います。

## 保育所に入所できるのは

生後 57 日から小学校入学前までの児童で、保護者が次の事情などで児童の保育に欠ける場合です。

- (1) 保護者が家庭外で働いている。
- (2) 保護者が家庭内で家事以外の仕事をしている。
- (3) 母親が出産前後である。(出産前2か月、後3か月)
- (4) 保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。
- (5) 保護者が同居の病人や心身障害者の世話をしている。
- (6) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている。

このような場合でも親戚や祖父母の方が児童を保育できる場合や、保育所の定員に余裕がない場合など、入所できないこともあります。

## 入所の選考

播磨町福祉グループで選考します。

保護者等のいずれもが、勤務状況等により保育に欠ける程度の高い児童から入所していただきます。

## 入所当初の保育時間

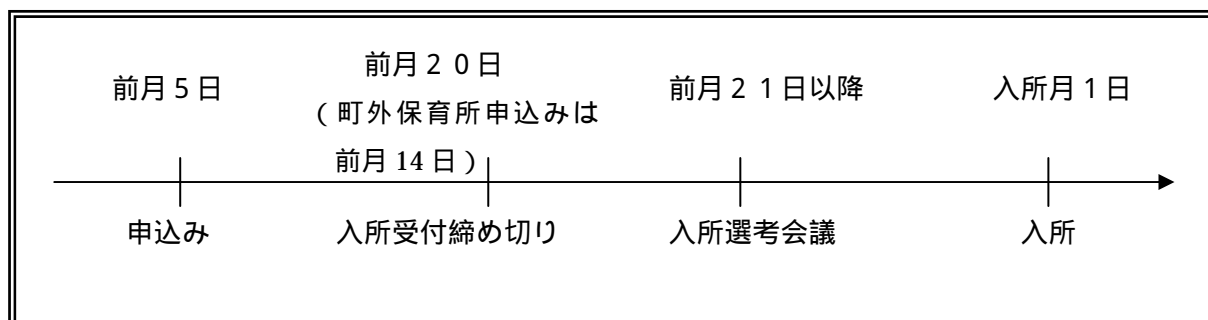
はじめから長時間の保育になりますと、児童にとっては心身ともに大きな負担となります。したがって当初は集団保育になじんでいただくため、保育時間が短い場合があります。

## 入所の申込み

「保育所入所申込書」に保護者（父、母）の勤務証明書等の必要な書類を添えて、福祉グループへ申込んでください。

入所の申し込みは、随時受け付けています。（「保育所入所申込書」は、福祉グループと保育所にあります。）なお、年度途中入所希望者は、前月 20 日（休日の場合は前日）までの受付分について、翌月入所の選考対象とします。また、町外の保育所入所の申込みについては、前月 14 日までに提出してください。

【例】



## 保育料

保育料は、児童と同一世帯に属して生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の前年分の所得税額及び前年度の町民税額に応じて決定します。

### 【「播磨町保育所徴収金基準額表」参照】

保育料を決定する際、「配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修特別控除・電子証明書等特別控除」等については適用しませんので、これらの控除前の税額で保育料を決定することになります。

播磨町では保育所の入退所管理を月単位で行っているため、児童の死亡や児童虐待等の特別な事情を除いて月途中の入退所は原則行っておりません。したがって、保育料も月額で納付となります。

## 《障 害 児 保 育》

家庭での保育に欠ける児童で心身等の障害がある場合は、受入体制を考慮する上で、専門医もしくは専門機関の意見書等が必要な場合があります。保育所または福祉グループへご相談ください。

## 産休・育休明けの入所予約

産後、育児休業取得後も就労予定の方が安心して、働くことができるように児童の出生前から保育所の入所の申請ができます。

申し込みできるのは、次のすべてに該当する方です。

町内に住所がある方

産休・育休明け後も就労予定の方で、町内の保育所に入所希望の方

母子手帳をお持ちの方

申し込み・問い合わせは播磨町福祉グループへ

## その他注意事項

(1) 申込内容等に変更があった場合は、すぐに連絡してください。

(2) 次の場合は、入所できないことがあります。

提出書類に虚偽の記載等があった場合

選考期日までに、提出書類がそろっていない場合



## 保育対策促進事業について

### 【一時預かり】

一時預かり事業とは、保護者が急な用事や病気で児童を見ることができない場合や、育児疲れのリフレッシュを行なう場合に、保育所において児童を一時的に預かる事業です。

- 1 実施日 月曜日～金曜日
- 2 実施時間 午前8時～午後5時
- 3 費用

	3歳未満児	3歳以上児
4時間未満	2,000円	1,000円
4時間以上9時間未満	3,000円	1,600円

9時間以上の利用料金は、1時間あたり400円増額します。

食事代・おやつ代は別途必要です。

年齢区分は、利用月の初日の年齢により区分します。

- 4 申し込み・問い合わせ

社会福祉法人播磨福祉会 播磨保育園 東本荘1丁目13番7号

079(437)8165

### 【延長保育】

- 1 下記の保育所は、延長保育をしています。

- ・蓮池保育園 午後8時まで
- ・キュービット保育園 午後8時まで

- 2 費用 1カ月 3,000円

費用は平成23年度現在のものであり、改定される場合があります。

- 3 申し込み・問い合わせ 実施保育所へ



## 【病後児保育】

児童が病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った時、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて、ゆったりと過ごすことで無理なく体力を取り戻せるという、児童の立場にたった保育です。

### 1 利用対象者 次のいずれにも該当する児童

- ・町内在住で生後 57 日以降から小学校就学前の児童
- ・病気の回復途中で、医療機関で入院するほどではないが、安静にする必要があり、集団保育が困難な児童
- ・保護者の就労、ケガ、病気、出産、冠婚葬祭などのため、家庭で保育が困難な児童

### 2 対象疾患の例 児童が日常罹患する疾患で、感冒、消化不良症(多症候下痢)や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患の回復期にあるものとし

ます。

### 3 実施日及び時間 実施日 月曜日～金曜日(土日祝日及び年末年始を除く)

実施時間 午前 8 時 30 分～午後 6 時

### 4 実施施設 社会福祉法人播磨福祉会 播磨中央保育園 南大中 1 丁目 5 番 13 号

0 7 9 ( 4 3 5 ) 2 4 5 5

### 5 利用可能期間 原則、連続して 7 日間利用できます。

### 6 定員 1 日あたり 2 人(原則、先着順。ただし、症状によっては利用制限あり)

### 7 利用方法

**登録** 福祉グループや各保育所にある『播磨町病後児保育登録票』に必要事項を記入し、福祉グループまたは実施保育所に提出してください。

#### 実際に利用するとき

利用の前日もしくは当日に実施保育所へ空き状況を確認の上、予約

キャンセルの場合は、利用当日の午前 8 時 30 分までをお願いします。

町内医療機関にて受診し、『播磨町病後児保育医師連絡票』に必要事項を記入

発行には文書料(自己負担金)が必要です。

『播磨町病後児保育利用申込書』に必要事項を記入し、『播磨町病後児保育医師連絡票』

とあわせて実施施設に提出してください。

**病後児保育室入室** 入室時に利用料をお支払いください。

**お迎え** 『病後児保育室記録』により保育中の児童の様子をお知らせします。

### 8 利用料金

- ・播磨中央保育園以外の保育所、幼稚園に在籍、または在宅の児童

1 日あたり食事代等が必要(300 円程度)

- ・播磨中央保育園に在籍の児童 原則無料

上記の他に、別途『播磨町病後児保育医師連絡票』の文書料が必要です。

## 【育 児 相 談】

子育て協力委員(すくすくアドバイザー)による子育て相談を下記の保育所で行っていますのでご利用ください。

- ・蓮池保育園
- ・播磨保育園
- ・キュービット保育園
- ・播磨中央保育園

# 蓮池保育園

定員	160名	経営主体	社会福祉法人 和坂福祉会	認可年	平成18年
園長	林谷 文子				
所在地	加古郡播磨町西野添2丁目10番33号				
連絡先	: 078(942)6983 fax: 078(942)8101				
保育時間	午前7時から午後8時(延長保育を含む)				
入園可能年齢	生後57日から				
その他の保育サービスの状況	延長保育、世代間交流事業、障害児保育				
職員の状況	保育士22名 パート保育士5名 管理栄養士1名 調理員5名 看護師1名 事務員1名 用務員2名(平成23年4月1日現在)				
施設の状況	敷地面積: 3643.6㎡ 建築面積: 1118.83㎡ 建築構造: 木造平屋建 建築年: 平成12年				
保育方針			位置図		
<p>遊びの中から体と心を育てる保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な子ども</li> <li>・心豊かな子ども</li> <li>・思いやりのある子ども</li> </ul>			<p>The map shows JR Toyouke Station at the top. A vertical line represents the Toyouke New Island Line, with '瓜生' (Urasawa) station below it. A horizontal line represents the Akashi Line, with '姫路' (Himeji) on the left and '明石' (Akashi) on the right. Lotus Pond Elementary School and Lotus Pond Nursery are located between the station and the Akashi Line.</p>		
一日の流れ			年間行事予定		
<p>7:00 順次登園</p> <p>自由遊び</p> <p>8:30 クラス別保育</p> <p>9:00 体操・かけっこ</p> <p>9:30 おやつ</p> <p>11:30 昼食</p> <p>自由遊び(昼寝)</p> <p>おやつ</p> <p>15:00 順次降園</p> <p>20:00 閉園</p>			<p>4月 進級・入園式</p> <p>5月 父母会総会、保育見学会</p> <p>6月 交流運動会、交通安全教室、親子体操</p> <p>7月 七夕まつり、親と子どもの夕べ</p> <p>9月 老人会交流(11月も)</p> <p>10月 運動会、いもほり、交流遠足</p> <p>11月 和坂保育園と交流</p> <p>12月 音楽会、クリスマス会</p> <p>1月 新春お楽しみ会</p> <p>2月 節分ごっこ</p> <p>3月 生活発表会、お別れ遠足、卒園式</p>		

# 播磨保育園

定員	200名	経営主体	社会福祉法人 播磨福祉会	認可年	昭和41年
園長	高島 経子				
所在地	加古郡播磨町東本荘1丁目13番7号				
連絡先	: 079(437)8165 fax: 079(437)8335				
保育時間	午前7時30分から午後6時				
入園可能年齢	生後57日から				
その他の保育サービスの状況	一時預かり事業、世代間交流事業、障害児保育				
職員の状況	保育士22名 パート保育士1名 調理員4名 栄養士1名 看護師2名 パート調理員2名 事務員1名(平成23年4月1日現在)				
施設の状況	敷地面積: 2,931.35㎡ 建築面積: 1,356.05㎡ 建築構造: 鉄骨造2階建 建築年: 平成23年				
保育方針			位置図		
<p>健康で明るい子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がまん強い子ども</li> <li>・誰とでも仲よく遊ぶ子ども</li> <li>・人に迷惑をかけない子ども</li> </ul>			<p>姫路 瓜生 明石 明姫幹線 山電播磨町駅 役場 播磨保育園 池 町道浜幹線</p>		
一日の流れ			年間行事予定		
<p>7:30 順次登園</p> <p>8:30 自由遊び 年齢別保育</p> <p>11:30 昼食 自由遊び(昼寝) 年齢別保育 おやつ</p> <p>15:00 順次降園 (自由遊び)</p> <p>18:00 閉園</p>			<p>4月 入園・進級式</p> <p>5月 親子体操、食育実践講座(年5回)</p> <p>6月 交通安全教室、歯科保健指導</p> <p>7月 宿泊保育、七夕まつり、プール遊び</p> <p>10月 運動会、いもほり 遠足</p> <p>11月 個別懇談会</p> <p>12月 音楽会、クリスマス会、老人福祉施設訪問</p> <p>1月 給食参観、みそ作り</p> <p>2月 豆まき、生活発表会</p> <p>3月 お別れ遠足、卒園・修了式</p>		

# キュービット保育園

定員	120名	経営主体	社会福祉法人 キュービット福祉会	認可年	昭和50年
園長	堀井 桂子				
所在地	加古郡播磨町北本荘6丁目9番11号				
連絡先	: 079(435)2532 fax: 079(435)6866				
保育時間	午前7時から午後8時(延長保育含む)				
入園可能年齢	生後57日から				
その他の保育サービスの状況	延長保育、世代間交流事業、乳幼児子育て応援事業				
職員の状況	保育士16名 パート保育士9名 栄養士・調理員等 5名 (平成23年4月1日現在)				
施設の状況	敷地面積: 2117.00㎡ 建築面積: 874.29㎡ 建築構造: 鉄筋2階建 建築年: 昭和52年(平成19年改築)				
保育方針			位置図		
元気な子 明るい子 素直な子			<p>播磨西小学校 町道浜幹線 水田川 姫路 キュービット保育園 明石 県道明石高砂線</p>		
一日の流れ			年間行事予定		
7:00	順次登園		4月	入園進級式	
8:30	自由遊び		5月	遠足、懇談会	
	クラス別保育		6月	運動会	
11:30	昼食		7月	宿泊保育	
	自由遊び(昼寝)		8月	夏まつり	
	おやつ		9月	老人交流会	
15:00	順次降園(自由遊び)		10月	クラブ参観	
20:00	閉園		11月	鼓笛フェスティバル	
			12月	ジョイントコンサート、クリスマス会	
			1月	老人会交流会	
			2月	生活発表会	
			3月	修了・卒園式	

# 播磨中央保育園

定員	120名	経営主体	社会福祉法人 播磨福祉会	認可年	昭和52年
園長	藤原 文子				
所在地	加古郡播磨町南大中1丁目5番13号				
連絡先	Tel・fax：079（435）2455				
保育時間	午前7時30分から午後6時				
入園可能年齢	生後57日から				
その他の保育サービスの状況	世代間交流事業、病後児保育、障害児保育				
職員の状況	保育士13名 パート保育士3名 看護師2名 栄養士1名 調理員2名 パート調理員1名 事務員1名(平成23年4月1日現在)				
施設の状況	敷地面積：1735.99㎡ 建築面積：1175.62㎡ 建築構造：鉄筋2階建 建築年：昭和52年(平成18年改築)				
保育方針			位置図		
<p>健康で明るい子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人に迷惑をかけない子ども</li> <li>・がまん強く、最後までやりぬく子ども</li> <li>・ありがとう、ごめんなさいの言える子ども</li> </ul>			<p>The map shows the Miyako Line running horizontally. Miyako Station is on the right. Miyako Junior High School is located south of the station. The facility is located between the station and the school, east of the 'Dachu' (大中) area.</p>		
一日の流れ			年間行事予定		
<p>7:30 順次登園</p> <p>8:30 好きな遊び 年齢別保育 (おやつ)</p> <p>11:45 昼食 自由遊び 年齢別保育 昼寝(0、1、2歳児) おやつ</p> <p>16:00 順次降園(異年齢児保育)</p> <p>18:00 閉園</p>			<p>4月 入園進級式、花見、れんげ摘み</p> <p>5月 親子ふれあいday、いも苗植え</p> <p>6月 田植え、遠足、交通安全教室、宿泊保育</p> <p>7月 親子まつり、七夕祭り、水遊び</p> <p>8月 飯盒炊さん</p> <p>9月 案山子祭り、運動会、ひまわり畑見学</p> <p>10月 遠足、稲刈り、いも掘り、大正琴演奏会</p> <p>11月 消防署見学、園外保育、人形劇</p> <p>12月 音楽会、クリスマス会</p> <p>1月 お正月あそび、歯科保健指導</p> <p>2月 豆まき、生活発表会</p> <p>3月 ひな祭り、つくし採り、園外保育、交通安全教室、卒園式・修了式</p>		

# 保育園でよくあるお問い合わせ

## - 保育料関係

Q1 保育料はいくらになりますか。

ちなみに主人の平成 22 年分の源泉徴収税額(所得税)は、150,100 円で、私(妻)の平成 22 年分の源泉徴収税額(所得税)は、85,500 円です。子どもは、3 歳の息子と 1 歳の娘です。

A 1 この方の場合、1 歳児の保育料は、26,250 円(52,500 円×1/2)、3 歳児は、28,800 円になります。両親の合計の所得税と入所を希望する子どもの年齢によって保育料が決まります。所得税は、合計 235,600 円になりますので、保育料は、D5 階層になります。(最終ページの「播磨町保育所徴収金基準表」参照)

また、兄弟・姉妹入所の場合は、A 階層を除くすべての階層で、年齢の 2 番目に高い児童の保育料が 1/2 になり、3 人目以降は無料になります。

Q2 私の子どもは、0 歳児で保育所に入所しています。保育料は、D7 階層で月額 63,000 円支払っています。保育料が高いのではないのでしょうか。

A 2 保育料は、国の基準額があり、町ではその額よりも低い額を設定しております。また、保育所は、入所児童の年齢により、保育士の保育体制や事業費も異なります。国が定める 0 歳児の 1 ヶ月の運営費(基本額...定員等によって異なります)は、約 14 万円です。その負担内訳は、保育料と国、県、町が負担しております。

また、乳児は、3 人に対して保育士 1 名が配置され、さらに、1・2 歳児は、6 人に対して保育士 1 名、3 歳児は、20 名に対して保育士 1 名、4 歳以上児は、30 人に対して保育士 1 名配置されています。

Q3 3 歳の娘が A 保育所に在園しています。主人が会社を退職し、現在失業中(雇用保険受給中)で無職です。就労先を探しているのですが、なかなか希望する会社が見つかりません。私もパートで勤めていますが収入が少なく、この先保育料の月々の支払いが困難になってきています。保育料の軽減はないのでしょうか。

A 3 保育料の減免制度があります。詳しくは役場福祉グループにお問い合わせください。

## - 入所関係

Q4 私は、播磨町に居住して A 保育所に在園していましたが、自宅を B 市に建築しました。就労先は、今までと同じで播磨町の C 会社に勤めています。引き続き A 保育所に通園させたいのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A 4 播磨町役場福祉グループあるいは、A 保育所で退園の手続きをしていただき、B 市役所で保育所入所の申込みをしていただきましたら、所管替えとなり、引き続き A 保育所に通園することが出来ます。ただし、保育料は B 市役所に納付して頂くこととなります。

Q5 2歳の息子を7月1日から保育所に入所させたいのですが、手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

A5 年度途中入所希望者は、入所希望月の前月20日までに福祉グループへ「保育所入所申込書」に勤務証明書等の必要な書類を添えて申込みをしていただきましたら、翌月入所の選考対象になります。

なお、公平性の観点から毎月21日以降に入所選考会議を開催しています。入所が決定しますと、保護者に対して文書等でお知らせします。

Q6 現在、私は妊娠8カ月で、2歳の娘が保育園に在園しています。出産後、育児休業を1年間取得したいと考えています。娘も、今のA保育園になじんでいるので、そのまま通園が可能でしょうか。

A6 原則として退園していただきます。

ただし、次に掲げる場合等、児童福祉の観点から必要があると認められる場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものとしています。詳しくは、福祉グループにお問い合わせください。

次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合

当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される場合

Q7 私は播磨町に在住していますが、勤務先がD市なので、D市の保育所へ入所申込みをしたいのですが、手続き方法を教えてください。

A7 入所申込みは、播磨町で申込みをしてください。なお、入所決定は、D市が行い、播磨町に文書通知があります。後日、播磨町から電話等で連絡します。

Q8 私は、今、育児休業中です。来年8月に職場に復帰をします。両親共働きなので、保育所に預けたいと思っております。年度途中でも入所できるのでしょうか。年度途中の入所は、難しいと聞いていますが。

A8 播磨町では、育児休業後も安心して、働くことができるように子どもさんの出生前から保育園の入所予約ができます。申込みできるのは、次のすべてに該当する方です。

播磨町に住所がある方 播磨町の保育所に入所希望の方 母子手帳をお持ちの方

## 播磨町保育所徴収金基準額表（平成22年4月分～）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額 / 円）		
階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	8,000	6,000	6,000
C 1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	14,000	11,700
C 2		所得割の額のある世帯	16,300	13,600
D 1	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額（税額控除適当前の額）の区分が次の区分に該当する世帯	8,700円未満	21,000	17,500
D 2		8,700円以上 40,000円未満	28,500	23,900
D 3		40,000円以上 68,700円未満	36,300	28,100
D 4		68,700円以上 103,000円未満	44,000	28,600
D 5		103,000円以上 413,000円未満	52,500	28,800
D 6		413,000円以上 734,000円未満	59,200	28,900
D 7		734,000円以上	63,000	29,000

寄付金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・電子証明書等特別控除

(注1) 児童が月の途中で入所したとき、または退所したときは徴収金基準額表の規定にかかわらず、次の式により算定した金額をその月の徴収金の額とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。  
 徴収金基準月額 × 当該月の入所日から又は退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)  
 25日

2 B階層からD階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上同時に就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合においては、次表による額をその児童の徴収金の額とする。

対象児童	計算式
最も年齢が高い児童から2番目の児童	当該児童の徴収金基準額 × 0.5
最も年齢が高い児童から3番目以降の児童	無料

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

3 児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、該当階層の徴収金の額を0円にする。また、C～D2階層と認定された世帯である場合でも、この表の規定にかかわらず、該当階層の徴収金の額の2分の1とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

「母子世帯等」 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯。

「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者。

「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。